住所　兵庫県西宮市甲陽園東山町９番64―606号
包正紅　昭和41年９月27日生
李雅菲　昭和62年３月１日生
住所　福井市北四ツ居町第31号37番地４
李源世　昭和17年１月４日生
住所　札幌市中央区南４条西18丁目２番１―906号
金鎬　昭和45年２月15日生
住所　佐賀県小城市三日月町金田1051番地７
于娜　昭和53年３月６日生
住所　福岡県中間市中鶴４丁目25番８号
李雄作　昭和56年７月７日生
李慶太　平成元年２月１日生
住所　福岡県宗像市広陵台３丁目３番地４
裴洋　平成３年２月２日生
住所　栃木県宇都宮市野沢町116番地５
佐藤ミネ子　昭和４年８月７日生
住所　宮崎県児湯郡高鍋町大字上江6649番地15
ロルナ・モリィス・トザワ　昭和48年10月27日生
住所　東京都世田谷区船橋１丁目27番15号
林恒裕　昭和60年12月30日生
住所　岩手県奥州市胆沢区南都田字外記135番地
姚春林　昭和39年４月13日生
住所　岩手県一関市萩荘字下モ下釜28番地３
曹敏　昭和41年２月20日生
華蕾　平成５年６月９日生
住所　静岡市葵区田町２丁目１番地３
黄智子　昭和49年８月８日生
住所　沖縄県那覇市金城４丁目６番地５
金東　昭和45年６月10日生
住所　静岡県三島市文教町２丁目12番６号
王金剛　昭和59年５月12日生
住所　東京都練馬区小竹町２丁目５番７―406号
張玲　昭和56年10月29日生
住所　東京都台東区浅草２丁目16番７―101号
李愛敬　昭和53年10月12日生
住所　福岡市東区多の津５丁目35番20号
葛冬梅　昭和47年11月12日生
甘泉　平成14年５月30日生
甘源　平成18年１月27日生
住所　大阪市淀川区東三国２丁目９番16―303号
張厚君　昭和51年10月24日生
住所　大阪府寝屋川市大成町15番10号
丁燮三　昭和54年３月１日生
住所　京都市伏見区羽束師志水町153番地20
崔大植　昭和44年11月23日生
住所　千葉市稲毛区小仲台８丁目16番22―302号
趙慶九　昭和44年４月30日生
閻鳳梅　昭和47年２月５日生
趙東宇　平成５年11月５日生
趙煒　平成７年５月23日生
趙晶　平成13年６月３日生
住所　熊本市城南町下宮地26番地１
ナツコ・ヤナギサワ・マスイ　昭和63年７月29日生
住所　千葉市花見川区検見川町１丁目705番地
魏麗　昭和48年９月５日生
住所　岐阜県大垣市荒川町206番地３
郭成民　昭和49年12月26日生
住所　千葉県松戸市秋山110番地１
李茜　昭和58年５月５日生
住所　千葉市美浜区打瀬１丁目５番地
劉天宇　平成２年７月13日生
住所　千葉県船橋市行田３丁目１番15―705号
于泳　昭和55年10月26日生
李妍　昭和53年７月８日生
住所　千葉市稲毛区あやめ台２番８―203号
楊建鋒　昭和49年６月20日生
住所　千葉県市川市新井１丁目６番34号
王鏞　平成元年２月18日生
住所　東京都板橋区板橋２丁目20番５―903号
ダヤナンド・カマット　昭和49年５月16日生
住所　東京都墨田区錦糸１丁目15番10―401号
姚暁鴻　昭和55年４月７日生

○公安審査委員会告示第二号

平成二十三年十一月二十八日、公安調査庁長官尾崎道明から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第十二条第一項後段の規定に基づき、左記第一記載の団体に対する処分の請求があったので、同法第二十六条第三項の規定に基づき意見陳述の機会を付与するとともに、同法第二十六条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づき、左記第二記載のとおり公示する。

平成二十三年十二月六日

公安審査委員会委員長　田中　康久

記

第一　被請求団体

一　名称

平成十二年１月二十八日、公安審査委員会によって、三年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定を受け、平成十五年１月二十三日、平成十八年１月二十三日及び平成二十一年１月二十三日に、同決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」

二　主たる事務所の所在地

1　埼玉県越谷市北越谷１丁目二十番六号「さくらマンション」一〇一号室

2　東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号「ＧＳハイム烏山」一〇一号室

三　代表者

氏名　麻原彰晃こと松本智津夫

昭和三十年三月一日生（当五十六年）

職業　団体主宰者

居所　東京都葛飾区小菅１丁目三十五番１号　東京拘置所

四　主幹者

1　氏名　鈴木一弘

昭和四十一年１月二十一日生（当四十四年）

職業　団体役員

住所　東京都足立区保木間１丁目四番十八号「丸岡ビル」

2　氏名　青野雅樹

昭和三十七年三月十五日生（当四十九年）

職業　団体役員

住所　東京都杉並区西荻北三丁目十六番八号「第六アサヒハイツ」

3　氏名　上祐史浩

昭和三十七年十二月十七日生（当四十八年）

職業　団体役員

住所　東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号「ＧＳハイム烏山」一〇一号室

第二　通知事項

一　更新の理由となる事実

1　被請求団体の現況

㈠　組織概況

被請求団体（以下「本団体」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、麻原が主宰し、麻原及び同教義に従う者によって構成される団体である。その構成員は、現在、日本国内に約千五百名（出家した構成員約四百名、在家の構成員約千百名）及びロシア連邦内に約百四十名おり、日本国内の十五都道府県に計三十二施設、ロシア連邦に数施設を確保している。

㈡　活動概況（平成二十一年１月二十三日付けの観察処分の期間更新決定後の本団体の活動等）

本団体においては、平成十八年１月二十三日付けの観察処分の期間更新決定後、麻原の意思の捉え方や目的実現のための活動方針の違いから、「Aleph」の名称を用いて活動する内部組織（以下「Aleph」という。）と「ひかりの輪」の名称を用いて活動する内部組織（以下「ひかりの輪」という。）が活動を開始し、「Aleph」は、従来の活動形態を維持しつつ、麻原の意思を実現することが重要であり、それが麻原に対する真の帰依であるとして、麻原を前面に出し、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動を、「ひかりの輪」は、従来の活動形態を変更してでも麻原の意思を実現することそが麻原に対する真の帰依であるとの信念に基づき、真実は、麻原に絶対的に帰依し、その教義を広め、麻原の意思を実現することを目的としながら、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う、いわゆる「麻原隠し」の活動を、それぞれ展開していたところ、平成二十一年一月二十三日付けの観察処分の期間更新決定（以下「本件期間更新決定」という。）後も、これら中心的な内部組織の活動形態は、変わらない。

二　法令の条項

公安調査庁長官の観察に付する処分無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項